

山形県トラック運送事業者運行支援事業

支援金

の交付申請について

交付申請受付期間

令和7年4月3日（木）～令和7年5月30日（金）必着

燃油価格高騰の影響を直接受けているトラック運送事業者に対し、燃油価格の高騰分の影響を緩和するため支援金を交付するものです。

■交付対象事業者

○ 山形県内に事業所をおく中小企業・小規模事業者※であって、一般貨物自動車運送事業（霊きゅう限定を除く。）、特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者（個人事業主を含む。）

※資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす会社・個人

■交付対象車両

○ 交付対象事業者が、令和7年3月1日現在、山形県内の事業所で運送事業の用に供するために所有する車両（リースを含む。）であって、山形運輸支局に登録されている車両。

（注）被けん引車両、自家用自動車は対象となりません。

■支援金の額（事業者ごとの上限金額はありません。）

- ① 標準的な運賃を活用し設定している場合又は標準的な運賃を上回る額を設定している場合
対象車両1台当たり3万円
- ② 上記①以外の額を設定している場合
対象車両1台当たり2万円

■申請方法

- 交付申請書及び添付書類を下記事務局へ郵送
申請書のダウンロードはこちらから
<http://www.yta.or.jp/>



（公社）山形県トラック協会支援事業事務局

（〒994-0075 天童市蔵増 1465 番地 16）

TEL:023-616-6135

受付時間（午前9時～午後4時）※土日祝を除く